

歴史的風致形成建造物指定制度

歴史・文化が感じられる

町並みを未来へ

村上市内の各地には、旧村上城下として発展した城下町や出羽街道、三国街道中通り、米沢街道などによって村上城下と密接なつながりを持っていた宿場町、北前船の寄港地として栄えた港町などがあります。

これらの町や集落には歴史的な建造物が現存し、これらの建造物が創り出す歴史的な町並みも数多く残っており、また、それらの町や集落では、地域固有の歴史や文化的な資源を活用した産業や独自の民俗芸能、習俗等が現在も受け継がれていることから、当市固有の歴史や文化を反映した歴史的風致を維持向上させ、後世に引き継いでいくことを目的に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき「村上市歴史的風致維持向上計画※」を策定し、平成28年10月に文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣により認定を受け、新潟県内では初となる認定自治体となりました。

「歴史的風致形成建造物※指定制度」は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき実施する歴史まちづくり制度の一つであり、歴史的風致形成建造物として指定をすることにより、文化財に指定や登録された歴史的建造物だけでなく、地域固有の歴史的風致を形成している文化財に指定や登録されていない歴史的建造物を1棟でも多く保存し歴史的な町並みを保全する制度です。

なお、歴史的風致形成建造物に指定を受けた建造物の所有者には、保全や保存に支障を来さないよう適切な管理義務が発生し、増築、改築、移転又は除却をしようとする場合は、届け出が必要となります。

また、これらの建造物の保存や保全を支援するため、平成29年度より「歴史的風致形成建造物保存事業」を創設し、外観の修理に係る工事費の一部について補助を実施しています。

※歴史的風致維持向上計画

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（歴史的風致）の維持及び向上を図るために市町村が作成する計画

制度概要

●指定対象建造物の要件と基準

歴史的風致形成建造物とは、重点区域内の重要文化財等の価値の形成に寄与している建造物や地域の歴史的な建造物であって重点区域内の歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持向上のために保全を図る必要がある建造物です。

歴史的風致形成建造物は、歴史的風致維持向上計画に指定候補として明記され、建造物の所有者の同意を得てから市長が指定をします。

指定対象となる建造物の要件及び指定基準は右記のとおりです。なお、指定期間は、市歴史的風致維持向上計画の計画期間である平成28年度から令和7年度末までです。

●指定による所有者等の責務

歴史的風致形成建造物に指定されることにより、建造物の所有者や管理者は、建造物の保全に支障を来さないよう適切な管理義務が発生し指定建造物の増改築や移転、除却をしようとする場合は、行為に着手する30日前までに市長へ届け出が必要です。

なお歴史的風致形成建造物の保全に支障を来たす行為の場合は設計の変更やその他の必要な措置を行うよう勧告されることもあります。

義務が発生する期間は、指定期間と同様、村上市歴史的風致維持向上計画の計画期間である平成28年度から令和7年度までです。

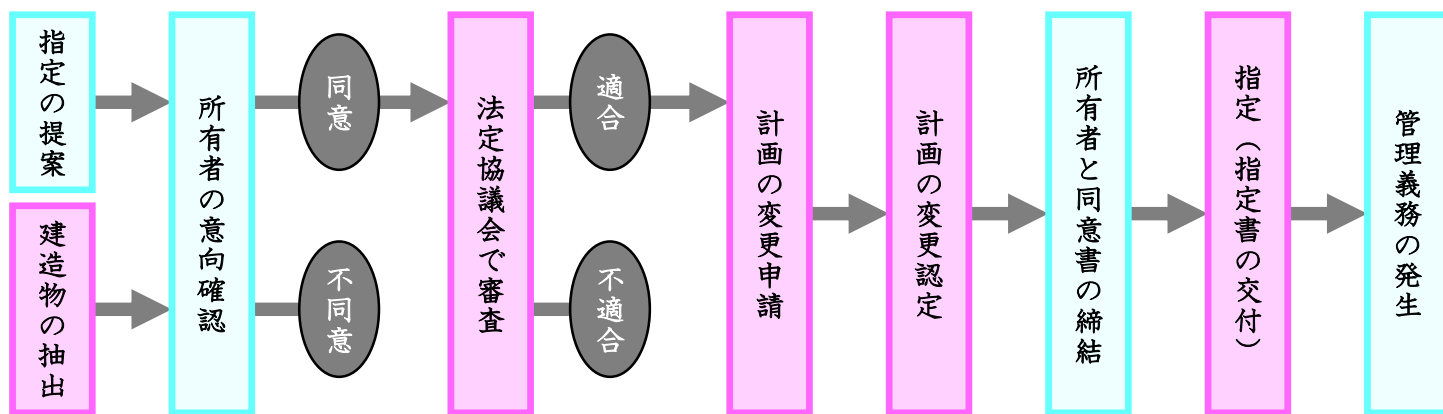
●指定による特例

歴史的風致形成建造物に指定されることにより、国登録有形文化財と同様、指定建造物である家屋及びその敷地の用に供されている宅地の相続税評価額が控除されます。

●指定の提案

重点区域内に立地する建造物の所有者や歴史的風致支援法人[※]は、歴史的風致維持向上計画の計画期間内に限り、市長に対し歴史的風致形成建造物として指定を提案することができます。

●指定の流れ



[※]歴史的風致支援法人

重点区域における歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業の実施や歴史的風致形成建造物の管理や修理に関し必要な助言や援助を行うこと等ができる特定非営利活動法人等で、申請により市町村長が指定した法人

指定基準

- ①重点区域の歴史的風致の形成に寄与しているもので指定により保存・管理面の効果が期待できる建造物
- ②概ね昭和20(1945)年以前に建設された建造物
- ③以下のいずれかに該当する建造物
 - ・意匠性、技術性が優れているもの
 - ・歴史性、地方性、希少性などの観点から価値の高いもの
 - ・外観が景観上の特徴を有するもの

指定対象建造物の要件

- ・県又は市指定及び国登録の有形文化財
- ・県又は市指定の史跡、名勝又は天然記念物である建造物
- ・景観法に基づき指定された景観重要建造物
- ・重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして市長が特に認めた建造物

[※]重要文化財建造物等や重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物は指定を受けることができません。

建造物所有者・管理者の責務

- ・建造物の保全に支障を来さないよう適切に管理
- ・指定建造物の増改築や移転、除却をしようとする場合には届出が必要

[※]通常の管理行為や軽易な行為、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は届出は不要です。

指定による特例

未指定の場合の家屋及び宅地の評価額の30%控除した価額

[※]事案によっては、控除されない場合もありますので注意してください。

問合せ先 村上市都市計画課都市政策室

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号(村上市役所本庁舎5階)

TEL 0254-53-2111(内線5321・5322) FAX 0254-53-3840